

【ポイント】

- 世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスに関する「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern、PHEIC）」を宣言しました。
- 豪州連邦保健省及び一部航空会社からの情報によると、新型コロナウイルス発生に伴う措置として、豪州空港において全てのフライトを対象に到着時の検疫が強化されました。
- 以下の関係機関の最新情報に留意するとともに、健康には注意し、感染が疑われる場合は、医療機関で受診してください。

【本文】

1 WHO緊急事態宣言

世界保健機関（WHO）は、1月31日（日本時間）、1か月で感染者が拡大しており、人から人への感染も認められること及び保健システムが脆弱な国などへのサポートを加速するために、世界で調和された努力が必要であることを理由に、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern、PHEIC）を宣言しました。

これを踏まえ、日本国外務省は31日、感染症危険情報を更新し、中国湖北省以外の中国全土の感染症危険レベルを引き上げました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html

【危険度】

●中国湖北省全域

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●中国の上記以外の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

中国における感染例数等についての最新情報は、感染症広域情報でご確認ください。

2 豪州空港における検疫強化（全てのフライトが対象）

豪州連邦保健省及び一部航空会社からの情報によると、全てのフライトを対象とし、以下のとおり強化されました。

（1）機内アナウンスにより、乗客に体調不良がある場合は報告するよう依頼する。

（2）発熱を伴う体調不良の乗客がいる場合は、到着前のレポートの一部として報告がなされる。その場合、バイオセキュリティ担当者が機内に乗り込みチェックリストにて当該乗客をチェックする。本対応は通常時から行っているものだが、現在、当該チェックにおいて、追加的に過去2週間の湖北省滞在歴及び新型コロナウイルス患者との接触歴についても確

認している。

(3) 上記のチェックにより、発熱、発汗、悪寒等の症状が有り、かつ、湖北省滞在歴または新型コロナウイルス患者との接触歴がある者が検出された場合は、感染症の専門家により、リスク評価及び適切な対応（病院への搬送または乗客自ら医師に相談）の決定がなされる。

3 詳細情報

詳細については、豪州連邦保健省へご照会ください。

電話番号：02 6289 1555 または 1800 020 103

【参考となるサイト】

○世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

○豪州連邦保健省

<https://www.health.gov.au/health-topics/novel-coronavirus-2019-ncov>

○NSW 州保健省

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/coronavirus.aspx>

○日本国外務省

(中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起 (その6))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C021.html

(新型コロナウイルスに関する注意喚起 (その4))

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C020.html

○首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○日本国国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>